

雑則	安全条例第 19 条	作成（改訂）日
	共同住宅等の居室	令和 4 年 3 月 1 日
窓先空地について		
<ul style="list-style-type: none"> ・原則として窓先空地の形状は帯状とする。必要幅の空地としても原則として 2 住戸で 1 つの窓先空地を共有することは不可。 ・窓先空地を必要幅の正方形とする場合、窓の中心を空地の中心に合わせる。 ・窓先空地内に植栽を設ける場合は地被類のみ可。 ・門扉を設ける場合、門扉が開いたとき、門扉が窓先空地、避難通路に残るのは不可。 ・窓先空地からの避難通路上の門扉は避難通路の必要幅が有効幅で開くこと。 ・門扉は避難方向に開くこと。 ・門扉は開いたとき道路、公園にはみださないこと。 ・門扉は鍵がなくても内側から開くこと。 ・避難通路に階段がある場合は、階段の幅は避難通路の幅とする。 ・避難通路は階段とスロープを併用するのは不可。 ・窓先空地内に段差があるのは不可。 ・窓先空地から道路まで高低差がある場合は、窓先空地は段差なく、避難通路に階段等を設けること。 		
<p style="text-align: center;">各住戸の窓の中心を空地の中心に合わせる</p> <p style="text-align: center;">窓先空地の幅 窓先空地の幅 避難通路の幅 避難通路の幅</p> <p style="text-align: center;">窓先空地、避難通路内は地被類のみ 門扉は開けた時窓先空地にかからないこと 避難通路は階段とスロープの併用は不可</p>		
技術的助言など	東京都建築安全条例第 19 条の運用の明確化について（技術的助言） 30 都市建企第 722 号	
参考文献など	東京都建築安全条例とその解説（改定 36 版）P113	